

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 東海財務局長
【提出日】 2022年8月12日
【四半期会計期間】 第41期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】 V Tホールディングス株式会社
【英訳名】 VT HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 一穂
【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】 052（203）9500（代表）
【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 山内 一郎
【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】 052（203）9500（代表）
【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 山内 一郎
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期 連結累計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上収益 (百万円)	60,575	62,298	237,930
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	9,726	2,815	17,959
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益 (百万円)	6,750	1,604	11,678
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (百万円)	9,258	5,455	13,276
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	48,300	55,528	51,342
総資産額 (百万円)	180,815	191,883	188,049
基本的1株当たり四半期(当期) 利益 (円)	58.51	13.83	101.01
希薄化後1株当たり四半期(当 期)利益 (円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率 (%)	26.7	28.9	27.3
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,315	1,916	16,818
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	557	3,092	5,610
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	4,481	205	8,744
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	11,942	10,533	11,844

(注) 1 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 前第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しは反映された後の金額によっております。

4 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、自動車販売関連事業において、当第1四半期連結会計期間に連結子会社である(株)ホンダカーズ東海が、同じく連結子会社である(株)ホンダ四輪販売丸順を吸収合併いたしました。

この結果、2022年6月30日現在で当社グループは、子会社51社及び関連会社3社で構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

業績全般の概況

国内の新車販売台数は昨年度の第2四半期連結会計期間以降は半導体や部品不足等による自動車メーカーの生産遅延や減産等の影響により前年割れが続いており、当第1四半期連結累計期間は前年同期比85.9%と大きく落ち込む結果となりました。

そのような環境の下、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当第1四半期連結累計期間における国内販売の状況は、ホンダ系、日産系ともに新型車を中心に受注は好調に推移しているものの、メーカーの生産停滞による影響を受け、売上台数は減少いたしました。また、海外におきましては、新車販売台数は堅調に推移しておりますが、中古車販売台数が商品不足のため減少いたしました。その結果、当社グループの新車、中古車を合わせた自動車販売台数は前年同期に比べ2,753台減少し22,141台（前年同期比88.9%）となりましたが、新車以外の部門収益（基盤収益）の拡大に注力し、基盤収益は前年同期比112.9%となりました。

住宅関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることなく、受注、引き渡しは好調に推移いたしました。

また、前年同期には保有する持分法適用会社株式の一部を売却し、その他の営業外損益を計上いたしました。今期は特段の特殊要因はありませんでした。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、連結売上収益は622億98百万円（前年同期比102.8%）、営業利益は26億92百万円（前年同期比137.6%）、税引前四半期利益は28億15百万円（前年同期比28.9%）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は16億4百万円（前年同期比23.8%）となりました。

セグメントの業績概況

[自動車販売関連事業]

新車部門では、国内におけるホンダ車の販売台数は1,707台（前年同期比101.1%）、日産車の販売台数は3,853台（前年同期比80.1%）となり、海外を含む当社グループ全体の販売台数は11,305台（前年同期比96.9%）と台数ベースでは前年同期を若干下回り減収を余儀なくされましたが、増益を確保いたしました。

中古車部門では、輸出台数が1,898台（前年同期比93.8%）と減少し、国内・海外における中古車販売台数も海外を中心に大きく減少したことから、当社グループ全体の中古車販売台数は10,836台（前年同期比81.9%）と台数ベースでは前年同期を下回りましたが、中古車市況が好調に推移したこともあり増収増益を確保いたしました。

サービス部門では、点検・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、増収増益となりました。

レンタカー部門では、外出自粛等の影響が緩和したことや、新車の納期遅れによる代車需要に支えられ、増収増益となりました。

以上の結果、自動車販売関連事業の売上収益は574億80百万円（前年同期比100.8%）、営業利益は21億38百万円（前年同期比134.9%）となりました。

[住宅関連事業]

分譲マンション事業では、分譲地域を拡大し新しい顧客層を開拓することで受注・引き渡し共に概ね計画通りに推移しており、当第1四半期連結累計期間は新たに2棟71戸の新築マンションを分譲し、完成在庫をあわせ17戸（前年同期は41戸）を成約し、47戸（前年同期は36戸）を引き渡しました。

戸建分譲住宅事業では、前第3四半期連結会計期間に新たに連結子会社化した中部圏の建築会社の業績が上乘せとなり同事業の拡大に貢献いたしました。また、自動車ディーラーはじめ商業施設の案件についても引き続き安定した受注を獲得することが出来ました。

以上の結果、住宅関連事業の売上収益は47億83百万円（前年同期比136.0%）、営業利益は4億11百万円（前年同期比156.7%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,918億83百万円となり、前連結会計年度末1,880億49百万円と比較し38億34百万円増加いたしました。流動資産は714億12百万円となり、23億35百万円減少いたしました。これは主に棚卸資産(17億76百万円)、現金及び現金同等物(13億11百万円)等が減少したほか、その他の流動資産(13億64百万円)等が増加したことによるものであります。非流動資産は1,204億71百万円となり、61億69百万円増加いたしました。これは主にその他の金融資産(45億90百万円)、有形固定資産(8億9百万円)等が増加したことによるものであります。

負債合計は1,304億85百万円となり、前連結会計年度末1,311億15百万円と比較し6億30百万円減少いたしました。流動負債は863億74百万円となり、18億38百万円減少いたしました。これは主に未払法人所得税等(16億43百万円)、営業債務及びその他の債務(13億37百万円)等が減少したほか、社債及び借入金(34億18百万円)等が増加したことによるものであります。非流動負債は441億10百万円となり、12億7百万円増加いたしました。これは主に繰延税金負債(15億1百万円)等が増加したことによるものであります。

資本合計は613億98百万円となり、前連結会計年度末569億34百万円と比較し44億64百万円増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末より13億11百万円減少し、105億33百万円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果獲得した資金は19億16百万円(前年同期は23億15百万円の使用)となりました。これは主に、減価償却費及び償却費、営業債務の減少、法人税の支払額、棚卸資産の減少等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は30億92百万円(前年同期は5億57百万円の獲得)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出、投資有価証券の売却による収入等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は2億5百万円(前年同期は44億81百万円の獲得)となりました。これは主に、短期借入金の増加、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、リース負債の返済による支出等によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、著しい変動はありません。

(9) 主要な設備の変動

当第1四半期連結累計期間において新たに確定した重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達方法	着手年月	完成 予定年月
				総額	既支払額			
㈱ホンダ カーズ東海	長良北店 (岐阜県岐阜市)	自動車販売 関連事業	店舗	450		自己資金	2022年7月	2023年6月
長野日産 自動車(株)	本社、 長野大橋店 (長野県長野市)	自動車販売 関連事業	事務所 店舗	1,232	543	自己資金	2022年5月	2023年8月
	渚店 (長野県松本市)	自動車販売 関連事業	店舗	430	43	自己資金	2022年8月	2023年4月
静岡日産 自動車(株)	静岡国吉田店 (静岡市駿河区)	自動車販売 関連事業	店舗	400	120	銀行借入	2022年6月	2023年3月
光洋自動車(株)	ランボルギーニ 札幌(注)2 (札幌市厚別区)	自動車販売 関連事業	店舗	385	10	銀行借入	2022年7月	2022年12月

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 光洋自動車(株)の事業所名「ランボルギーニ札幌」は正式決定していないため仮称で記載しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,800,000
計	169,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,381,034	119,381,034	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数は100株であります。
計	119,381,034	119,381,034	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2022年4月8日
新株予約権の数(個)	60,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 500円 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2022年4月27日 至 2024年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2022年4月26日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が下記注4の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記注4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記注4第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記注4第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初500円とする。但し、行使価額は下記注3又は下記注4に従い、修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が500円（以下「下限行使価額」といい、下記注4の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記注3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2024年4月26日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の払込金額とその行使に際して出資される財産の価額の合計額を割当株式数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は6,000,000株であり、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により、行使価額が修正されても変化しません。但し、上記注1により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

上記注3のとおり。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

転換価額の下限 上記注3のとおり。

新株予約権の目的となる株式の数の上限

6,000,000株（発行決議日現在の普通株式の発行済株式総数の5.03%）

(4) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項があります。（詳細は、上記注5を参照ください。）

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権は、当社が割当先に対し、行使可能期間を2年（2022年4月27日から2024年4月26日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、割当先との間で、下記の内容について合意しております。

<本新株予約権の行使の停止>

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、期間を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」といいます。）することができます。停止要請の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止要請をいつでも取り消すことができます。また、当社は、停止要請を行った場合、又は停止要請を取り消した場合、その都度、東証を通じて適時開示を行います。

<割当先による本新株予約権の取得の請求>

割当先は、割当日の翌取引日以降のいずれかの20連続取引日における全ての東証終値が350円を下回った場合に、当該20連続取引日の最終取引日以降本新株予約権を行使することができる期間の末日の4取引日前まで（同日を含みます。）に当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権を払込金額と同額で買い取ることを請求することができます。かかる請求を受けた場合、当社は、速やかに（遅くとも3取引日以内に）かかる請求の対象となっている本新株予約権の全部を払込金額と同額で買い入れます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日時点において残存する本新株予約権がある場合には、当該本新株予約権の全部を、その払込金額と同額で取得します。

<本新株予約権の譲渡>

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当先に対して本新株予約権の停止要請及びその取消しを行う権利、並びに割当先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項及び名証の定める有価証券上場規程第442条第1項及び同規程施行規則第434条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。

割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

- (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
 割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役社長の高橋一穂より、当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	-	119,381,034	-	4,297	-	1,925

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（2022年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 3,393,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 115,936,200	1,159,362	-
単元未満株式	普通株式 51,534	-	-
発行済株式総数	119,381,034	-	-
総株主の議決権	-	1,159,362	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
V Tホールディングス(株)	愛知県名古屋市中区 錦三丁目10番32号	3,393,300	-	3,393,300	2.84
計	-	3,393,300	-	3,393,300	2.84

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		11,844	10,533
営業債権及びその他の債権	12	19,694	19,089
その他の金融資産	12	87	81
棚卸資産		37,543	35,766
その他の流動資産		4,579	5,943
流動資産合計		73,748	71,412
非流動資産			
有形固定資産		68,250	69,059
のれん		13,513	13,641
無形資産		1,088	1,065
投資不動産		6,448	7,169
持分法で会計処理されている投資		4,277	4,295
その他の金融資産	12	19,479	24,069
繰延税金資産		1,146	1,079
その他の非流動資産		100	95
非流動資産合計		114,301	120,471
資産合計		188,049	191,883

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
社債及び借入金	12	28,274	31,693
営業債務及びその他の債務	12	35,577	34,240
その他の金融負債	12	6,485	5,916
未払法人所得税等		2,479	836
契約負債		12,103	11,161
その他の流動負債		3,294	2,529
流動負債合計		88,212	86,374
非流動負債			
社債及び借入金	12	18,027	17,747
その他の金融負債	12	18,258	18,342
引当金		585	587
繰延税金負債		3,997	5,498
その他の非流動負債		2,035	1,936
非流動負債合計		42,903	44,110
負債合計		131,115	130,485
資本			
資本金		4,297	4,297
資本剰余金		2,975	3,107
自己株式		866	866
その他の資本の構成要素		1,539	1,803
利益剰余金		43,397	47,188
親会社の所有者に帰属する持分合計		51,342	55,528
非支配持分		5,592	5,870
資本合計		56,934	61,398
負債及び資本合計		188,049	191,883

(2)【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

	注記	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
		(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
		百万円	百万円
売上収益	5,9	60,575	62,298
売上原価		51,376	51,972
売上総利益		9,199	10,327
販売費及び一般管理費		7,320	7,743
その他の収益		159	173
その他の費用		82	64
営業利益		1,956	2,692
金融収益		63	266
金融費用		182	197
持分法による投資利益		72	55
その他の営業外損益	10	7,817	-
税引前四半期利益		9,726	2,815
法人所得税費用		2,874	892
四半期利益		6,853	1,923
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		6,750	1,604
非支配持分		103	319
四半期利益		6,853	1,923
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	11	58.51	13.83
希薄化後1株当たり四半期利益(円)		-	-

【要約四半期連結包括利益計算書】

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
	百万円	百万円
四半期利益	6,853	1,923
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,440	3,476
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	0	4
純損益に振り替えられることのない項目合計	2,440	3,473
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	68	394
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	7	18
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	75	412
税引後その他の包括利益	2,515	3,885
四半期包括利益	9,368	5,808
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	9,258	5,455
非支配持分	110	353
四半期包括利益	9,368	5,808

(3)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2021年4月1日時点の残高	4,297	2,842	1,028	740	134
四半期利益					
その他の包括利益				68	
四半期包括利益合計	-	-	-	68	-
連結範囲の変動					
新株予約権の失効		1			1
利益剰余金への振替					
配当金					
8					
所有者との取引額合計	-	1	-	-	1
2021年6月30日時点の残高	4,297	2,843	1,028	809	133

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					非支配持分	合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	利益剰余金	合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
2021年4月1日時点の残高	-	874	33,210	40,195	5,127	45,322	
四半期利益		-	6,750	6,750	103	6,853	
その他の包括利益	2,440	2,508		2,508	7	2,515	
四半期包括利益合計	2,440	2,508	6,750	9,258	110	9,368	
連結範囲の変動		-		-	23	23	
新株予約権の失効		1		-		-	
利益剰余金への振替	2,440	2,440	2,440	-		-	
配当金		-	1,154	1,154	51	1,205	
8							
所有者との取引額合計	2,440	2,441	1,286	1,154	28	1,182	
2021年6月30日時点の残高	-	941	41,246	48,300	5,208	53,508	

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日時点の残高	4,297	2,975	866	1,407	132
四半期利益					
その他の包括利益				388	
四半期包括利益合計	-	-	-	388	-
新株予約権の失効		132			132
新株予約権の発行					8
利益剰余金への振替					
配当金	8				
所有者との取引額合計	-	132	-	-	124
2022年6月30日時点の残高	4,297	3,107	866	1,795	8

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	利益剰余金	合計	非支配持分	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日時点の残高	-	1,539	43,397	51,342	5,592	56,934
四半期利益		-	1,604	1,604	319	1,923
その他の包括利益	3,462	3,850		3,850	34	3,885
四半期包括利益合計	3,462	3,850	1,604	5,455	353	5,808
新株予約権の失効		132		-		-
新株予約権の発行		8		8		8
利益剰余金への振替	3,462	3,462	3,462	-		-
配当金	8	-	1,276	1,276	75	1,351
所有者との取引額合計	3,462	3,587	2,187	1,268	75	1,343
2022年6月30日時点の残高	-	1,803	47,188	55,528	5,870	61,398

(4)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
		(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		9,726	2,815
減価償却費及び償却費		2,329	2,550
受取利息及び受取配当金		35	33
支払利息		172	174
為替差損益(は益)		19	2
持分法による投資損益(は益)		72	55
持分法による投資の売却損益(は益)	10	1,380	-
持分法適用除外に伴う再測定による利益	10	6,436	-
固定資産売却損益(は益)		0	2
固定資産除却損		27	6
営業債権の増減額(は増加)		397	718
棚卸資産の増減額(は増加)		6,476	2,320
営業債務の増減額(は減少)		9,226	2,499
契約負債の増減額(は減少)		3,459	1,001
未払消費税等の増減額(は減少)		686	278
その他		404	297
小計		1,204	4,420
利息及び配当金の受取額		90	92
利息の支払額		170	174
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)		1,031	2,421
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,315	1,916
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		36	70
定期預金の払戻による収入		-	6
有形固定資産の取得による支出		1,237	3,735
有形固定資産の売却による収入		441	335
無形資産の取得による支出		14	12
投資有価証券の取得による支出		4	0
投資有価証券の売却による収入		1	336
子会社の取得による収支(は支出)	6	785	-
関連会社の売却による収入		2,186	-
貸付金の回収による収入		51	39
敷金及び保証金の差入による支出		46	27
敷金及び保証金の回収による収入		39	22
事業譲受による支出		35	-
その他		6	15
投資活動によるキャッシュ・フロー		557	3,092

注記	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	6,623	2,838
長期借入れによる収入	2,200	2,078
長期借入金の返済による支出	1,474	1,938
社債の償還による支出	-	6
新株予約権の発行による収入	-	8
非支配持分からの払込による収入	23	-
配当金の支払額	8 1,154	1,276
非支配持分への配当金の支払額	51	75
リース負債の返済による支出	1,685	1,833
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,481	205
現金及び現金同等物に係る換算差額	25	70
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,748	1,311
現金及び現金同等物の期首残高	9,195	11,844
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,942	10,533

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

VTホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp>）で開示しております。当社の要約四半期連結財務諸表は、2022年6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社に対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容は、自動車販売関連事業、住宅関連事業であります。各事業の内容については注記「5. 事業セグメント」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

本要約四半期連結財務諸表は、2022年8月12日に代表取締役社長高橋一穂によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、新型コロナウイルス感染症及びウクライナをめぐる国際情勢の影響も含めて、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメントに関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結
	自動車販売 関連事業	住宅関連 事業				
売上収益	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
外部顧客への売上収益	57,024	3,516	35	60,575	-	60,575
セグメント間の内部売上収益又は振替高	21	382	406	809	809	-
合計	57,045	3,898	441	61,384	809	60,575
セグメント利益	1,585	262	131	1,978	22	1,956
金融収益						63
金融費用						182
持分法による投資利益						72
その他の営業外損益						7,817
税引前四半期利益						9,726

(注)1. その他は、グループ全社管理部門等であります。

2. セグメント利益の調整額 22百万円は、セグメント間取引消去であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結
	自動車販売 関連事業	住宅関連 事業				
売上収益	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
外部顧客への売上収益	57,480	4,783	35	62,298	-	62,298
セグメント間の内部売上収益又は振替高	19	12	398	430	430	-
合計	57,499	4,795	434	62,728	430	62,298
セグメント利益	2,138	411	123	2,672	20	2,692
金融収益						266
金融費用						197
持分法による投資利益						55
税引前四半期利益						2,815

(注)1. その他は、グループ全社管理部門等であります。

2. セグメント利益の調整額20百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
	百万円	百万円
新車	29,781	28,507
中古車	15,852	16,286
サービス	9,165	9,905
レンタカー	2,146	2,711
住宅	3,516	4,783
その他	114	107
合計	60,575	62,298

(3) 地域別に関する情報

売上収益の地域別内訳は以下のとおりであります。

外部顧客への売上収益

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
	百万円	百万円
日本	35,437	33,674
アフリカ	1,539	2,350
北中南米	154	132
オセアニア	887	838
ヨーロッパ	21,776	23,155
アジア	783	2,148
合計	60,575	62,298

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、要約四半期連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

6. 企業結合

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

当社は、2021年3月19日付の取締役会において、イギリスの自動車メーカーであるCATERHAM CARS GROUP LIMITED（以下、CCG社）の発行済株式の100%を取得することを決議し、2021年4月1日にCCG社とその子会社2社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：CATERHAM CARS GROUP LIMITED

事業の内容：スポーツカー「スーパーセブン」の生産を行うCATERHAMグループの純粋持株会社

取得日

2021年4月1日

取得した議決権付資本持分の割合

100%

企業結合を行った主な理由

当社グループが有するオペレーションノウハウやマンパワーを活用することにより、CATERHAMグループの収益構造の改善を図るとともに、インポータービジネスにおける更なる協力体制を構築し、当社グループの事業拡大を進めるため

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

支払対価の公正価値（現金）	845
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	1,012
非流動資産	511
資産合計	1,523
流動負債	855
非流動負債	459
負債合計	1,314
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	209
のれん	636

（注）・当該企業結合に係る取得関連費用は45百万円であり、すべて要約四半期連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

・のれんの主な内訳は、取得から生じる超過収益力であります。なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値102百万円について、契約上の未収金額は102百万円であり、回収不能と見込まれるものはありません。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

取得により支出した現金及び現金同等物	845
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	60
子会社の取得による支出	785

(5) 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報は、要約四半期連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

7. 資本及びその他の資本項目

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

8. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)					
決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2021年5月14日 取締役会	普通株式	1,154	10.00	2021年3月31日	2021年6月14日

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)					
決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2022年5月13日 取締役会	普通株式	1,276	11.00	2022年3月31日	2022年6月13日

9. 売上収益

(1) 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
	百万円	百万円
顧客との契約から認識した収益	60,403	62,002
その他の源泉から認識した収益	172	296
合計	60,575	62,298

分解した収益とセグメント収益の関連

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

報告セグメント

	自動車販売 関連事業	住宅関連事業	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
主要なサービス別				
新車部門	29,781	-	-	29,781
中古車部門	15,852	-	-	15,852
サービス部門	9,165	-	-	9,165
レンタカー部門	1,974	-	-	1,974
住宅部門	-	3,516	-	3,516
その他	79	-	35	114
	56,851	3,516	35	60,403
収益認識の時期				
一時点で移転される財	54,493	2,545	-	57,038
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,358	971	35	3,364
	56,851	3,516	35	60,403

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

報告セグメント

	自動車販売 関連事業	住宅関連事業	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
主要なサービス別				
新車部門	28,507	-	-	28,507
中古車部門	16,286	-	-	16,286
サービス部門	9,905	-	-	9,905
レンタカー部門	2,521	-	-	2,521
住宅部門	-	4,771	-	4,771
その他	12	-	-	12
	57,231	4,771	-	62,002
収益認識の時期				
一時点で移転される財	54,455	3,409	-	57,864
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,776	1,362	-	4,138
	57,231	4,771	-	62,002

(2) 履行義務に関する情報

自動車販売関連事業

新車部門では自動車メーカーより新車を仕入れ、それを販売しております。一部の会社では、車両製造をして販売代理店へ販売しております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。返品及び返金の義務については、当社グループを仲介して自動車メーカー及び部品メーカーに対し請求することはありますが、当社グループが負担するべきものはほぼありません。

中古車部門では新車代替時の下取車両、オークションによる仕入車両、レンタカーの代替車両等を販売しております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。査定の見落としにより返品及び返金の義務が生じる可能性はありますが、僅少であるため見積っております。

新車部門及び中古車部門の履行義務については車両を引き渡した時点、中古車部門のオークション販売及びインターネット販売においては落札日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門では、車両の整備、点検、車検等のサービスを提供しております。取引価格は、料金表に基づいております。一部の外注で発生するサービスについては外注先からの見積りに応じて事前に見積書を作成し、顧客の了承を得た上で販売価格を決定しております。部品の返品及び返金の義務について、当社グループを仲介して自動車メーカー及び部品メーカーに対し請求することはありますが、請求できず当社グループが負担する場合があります。しかし僅少であるため見積りをしております。履行義務については、作業完了日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門の商品のうち、長期間にわたる車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価については、契約時に支払いを受けております。取引価格は料金表に基づいており、貨幣の時間価値の影響を反映しております。返金については、登録手数料を差し引いた金額にて応じております。登録手数料は契約時に収益を認識し、登録手数料以外はサービスの履行に応じて収益を認識しております。

レンタカー部門は、リース取引及び自動車ディーラーより車両を仕入れ、貸し出しております。レンタカーの取引価格は料金表に基づいております。リース車両の取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。返品及び返金が生じる可能性はありません。履行義務については、レンタカー及びリース車両の貸出期間にわたり充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

住宅関連事業

マンション及び戸建分譲住宅等の販売、注文住宅・商業施設の建築請負等を行っております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。建築請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。それ以外の契約については引渡し時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、物件が引き渡される一時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足日から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

10. その他の営業外損益

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

前第1四半期連結累計期間のその他の営業外損益は、持分法を適用していたKeePer技研株式会社の株式売却益1,380百万円及び売却後の残余持分について、持分法を中止した日に公正価値にて再測定したことによる利益6,436百万円であります。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

11. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	6,750	1,604
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	115,354,454	115,987,670
基本的1株当たり四半期利益(円)	58.51	13.83

(注) 希薄化後1株当たり四半期利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

12. 金融商品

(1) 金融資産及び金融負債の分類及び公正価値

金融資産及び金融負債の分類、帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

また、リース負債については、IFRS第7号「金融商品：開示」において公正価値の開示を要求されていないことから下表に含めておりません。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
償却原価で測定する金融資産				
営業債権及びその他の債権	19,694	19,685	19,089	19,083
その他の金融資産	2,993	2,867	3,043	2,902
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	986	986	990	990
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	15,587	15,587	20,118	20,118
合計	39,260	39,125	43,239	43,092
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	35,577	35,568	34,240	34,234
社債及び借入金	46,301	46,311	49,440	49,453
その他の金融負債	600	537	607	526
合計	82,478	82,416	84,287	84,213

(2) 公正価値のヒエラルキー分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(3) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

資産：

(営業債権及びその他の債権)

リース債権及びリース投資資産については、受取りリース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。それ以外の債権については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(その他の金融資産)

有価証券及び投資有価証券の公正価値については、上場株式の公正価値については期末日の取引所の価格によって算定し、公正価値ヒエラルキーはレベル1に分類しております。有価証券の活発な市場が存在しないものの、投資信託等公表されている基準価格等がある場合は、それらの情報に基づき公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。非上場株式等の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル3に分類しております。

長期貸付金の公正価値については、債権ごとに債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

負債：

(営業債務及びその他の債務)

短期で決済されるものは、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、決済期間が1年を超えるものは新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(社債及び借入金)

社債及び長期借入金の公正価値については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債の発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(その他の金融負債)

その他の金融負債については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適正な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しており、その他の公表・提示されている基準価格等があるものについてはその公表・提示された価格に基づいて算定しております。公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(4) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産:				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
有価証券	-	255	-	255
デリバティブ	-	54	-	54
その他	-	-	677	677
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
有価証券	12,637	-	2,950	15,587
合計	12,637	309	3,627	16,573

当第1四半期連結会計期間(2022年6月30日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産:				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
有価証券	-	236	-	236
デリバティブ	-	98	-	98
その他	-	-	655	655
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
有価証券	17,448	-	2,670	20,118
合計	17,448	334	3,325	21,107

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、公正価値レベル1、2及び3の間の重要な振替は行われておりません。

評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類した非上場株式は、以下の方法により、公正価値を測定しております。

前連結会計年度末（2022年3月31日）

区分	評価手法	重要な観察不能インプット	インプット値
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	類似会社の市場価格に基づく評価技法	E V / 営業利益倍率 P B R 倍率 非流動性ディスカウント	3.87倍 0.8倍 30.0%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	純資産価値に基づく評価技法	-	-

当第1四半期連結会計期間末（2022年6月30日）

区分	評価手法	重要な観察不能インプット	インプット値
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	類似会社の市場価格に基づく評価技法	E V / 営業利益倍率 P B R 倍率 非流動性ディスカウント	3.14倍 0.8倍 30.0%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	純資産価値に基づく評価技法	-	-

非上場株式の公正価値測定で用いられた重要な観察不能インプットは、E V / 営業利益倍率、PBR倍率ならびに非流動性ディスカウントです。E V / 営業利益倍率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい上昇（低下）を生じることとなります。PBR倍率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい上昇（低下）を生じることとなります。非流動性ディスカウントの著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表
 レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

決算日時点での公正価値測定

	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産	その他包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高	587	2,866	3,453
利得及び損失合計	6	148	142
純損益(注)1	6	-	6
その他の包括利益(注)2	-	148	148
購入	15	5	20
売却	5	-	5
期末残高	591	3,019	3,610
報告期間末に保有している資産について純損 益に計上された当期の未実現損益の変動 (注)1	6	-	6

(注)1. 要約四半期連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 要約四半期連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれてお
 ります。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

決算日時点での公正価値測定

	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産	その他包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
期首残高	677	2,950	3,627
利得及び損失合計	3	67	63
純損益(注)1	3	-	3
その他の包括利益(注)2	-	67	67
購入	14	0	14
売却	32	347	380
期末残高	655	2,670	3,325
報告期間末に保有している資産について純損 益に計上された当期の未実現損益の変動 (注)1	3	-	3

(注)1. 要約四半期連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 要約四半期連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれてお
 ります。

13. 後発事象

連結子会社による株式取得

当社の連結子会社であるAMGホールディングス株式会社は、2022年8月8日開催の取締役会において、株式会社川崎ハウジング（以下「川崎ハウジング」という。）及び株式会社ハウメンテ（以下「ハウメンテ」という。）の100%の株式を取得し、連結子会社とすることを決議いたしました。

(1) 株式の取得の理由

川崎ハウジングは、熊本県熊本市に本店、福岡県久留米市、三重県津市及び四日市市に支店を置く戸建分譲会社で、1989年の創業以来30年以上の社歴を有しております。長年にわたって培った地場の協力会社や施工技術者と強固な関係性を構築していることにより、用地仕入れから短期間での建築、早期販売へと繋げることで高利益率を維持することを可能にしております。

また、ハウメンテは川崎ハウジングが販売した戸建住宅のアフターサービスを行っており、両社で企画・建築・販売・アフターサービスまで一貫したサービスを提供しております。

当社グループでは、分譲マンション事業、注文建築事業、戸建分譲事業等を展開しておりますが、今後、戸建分譲棟数を増加させ、売上規模の拡大及び利益の増加を図ることを目的として川崎ハウジング及びハウメンテの株式を取得することといたしました。また、川崎ハウジングが構築している協力会社との強固な関係性や短期施工に関するノウハウは、グループ全体の企業価値の増大及び事業規模の拡大に寄与するものと判断いたしました。

以上の理由から、川崎ハウジング及びハウメンテの株式取得を行うことといたしました。

(2) 異動する子会社の概要

川崎ハウジング

イ. 名称	株式会社川崎ハウジング		
ロ. 所在地	熊本市北区高平二丁目14番53号		
ハ. 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川崎 昌美、代表取締役社長 若林 和彦		
ニ. 事業内容	戸建分譲住宅の販売、建築工事業等		
ホ. 資本金	25百万円		
ヘ. 設立年月日	1989年3月13日		
ト. 大株主及び持株比率	株式会社川崎ホールディングス(100%)		
チ. 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
リ. 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
純資産	2,029百万円	2,240百万円	4,015百万円
総資産	5,803百万円	5,548百万円	9,751百万円
1株当たり純資産	807円	891円	1,597円
売上高	4,373百万円	4,673百万円	8,552百万円
営業利益	212百万円	314百万円	572百万円
経常利益	182百万円	325百万円	519百万円
当期純利益	113百万円	210百万円	341百万円
1株当たり当期純利益	45円	83円	135円
1株当たり配当金	79円		

ハウメンテ

イ. 名称	株式会社ハウメンテ		
ロ. 所在地	熊本市北区高平二丁目14番53号		
ハ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 若林 和彦		
ニ. 事業内容	不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介等		
ホ. 資本金	10百万円		
ヘ. 設立年月日	1996年11月1日		
ト. 大株主及び持株比率	株式会社川崎ホールディングス(100%)		
チ. 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
リ. 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
純資産	388百万円	412百万円	511百万円
総資産	1,250百万円	1,286百万円	886百万円
1株当たり純資産	1,944,956円	2,062,923円	2,555,531円
売上高	160百万円	185百万円	879百万円
営業利益	12百万円	46百万円	126百万円
経常利益	7百万円	33百万円	123百万円
当期純利益	2百万円	23百万円	98百万円
1株当たり当期純利益	10,586円	117,966円	492,608円
1株当たり配当金			

(3) 株式取得の相手先の概要

名称	株式会社川崎ホールディングス	
所在地	熊本市北区高平二丁目14番53号	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川崎 昌美、代表取締役社長 若林 和彦	
事業内容	持株会社	
資本金	99百万円	
設立年月日	2014年7月2日	
純資産	926百万円	
総資産	5,194百万円	
大株主及び持株比率	一般社団法人川崎トラスト(66.6%)他	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

川崎ハウジング

イ．異動前の所有株式数	0株(所有割合0%、議決権の数0個)
ロ．取得株式数	2,513,680株(議決権の数2,513,680個)
ハ．異動後の所有株式数	2,513,680株(所有割合100%、議決権の数2,513,680個)

ハウメンテ

イ．異動前の所有株式数	0株(所有割合0%、議決権の数0個)
ロ．取得株式数	200株(議決権の数200個)
ハ．異動後の所有株式数	200株(所有割合100%、議決権の数200個)

(5) 取得価額

本件株式取得価額(概算額)	2,672百万円
取得関連費用(概算額)	31百万円
合計(概算額)	2,703百万円

(注) 本件取得価額は、川崎ハウジング及びハウメンテの取得価額が一体となった金額となっております。

(6) 日程

取締役会決議日	2022年8月8日
契約締結日	2022年8月8日
株式譲渡実行日	2022年10月4日(予定)

(注) 公正取引委員会による企業結合審査終了が前提となります。

(7) 今後の見通し

本件株式取得により、当社グループの2023年3月期の連結業績に影響が発生しますが、詳細について現時点では精査中のため確定しておりません。

2【その他】

2022年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,276百万円
1株当たりの金額	11円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年6月13日

(注) 2022年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

V Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 国 光 大

代表社員
業務執行社員 公認会計士 阿 知 波 智 大

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているV Tホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。